

改正

平成18年1月10日条例第5号

平成19年3月27日条例第14号

平成22年12月20日条例第37号

平成27年12月22日条例第44号

道の駅「いんない」条例

(設置)

第1条 豊かな自然と中山間の特性を活かし、観光と特産品販売を軸に都市との交流拠点として、地域の情報発信及び活性化活動と就業機会の創出を図るため、道の駅「いんない」（以下「道の駅」という。）を設置する。

(位置)

第2条 道の駅は、宇佐市院内町副1381番地の2に置く。

(施設区分)

第3条 道の駅の施設は、次のとおりとする。

- (1) 石橋ステーション
- (2) 公衆便所及び休憩所
- (3) 駐車場
- (4) 修景施設
- (5) その他の施設

(開館時間等)

第4条 石橋ステーションの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(直売所の利用者の範囲)

第5条 石橋ステーションの生産物直売所（以下「直売所」という。）を利用することができるのは、市内に住所を有する者とする。

2 市長は、直売所の運営に支障のない範囲において、前項に規定する者以外のものについても、直売所を利用させることができる。

(利用許可)

第6条 直売所を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、

次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の利用許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用許可の取消し又は停止)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件又は指示に違反したとき。
- (3) 利用許可後に前条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による利用の停止又は利用の許可の取消しにより利用者が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償義務)

第8条 利用者が、故意又は過失により施設を損傷し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。

(使用料)

第9条 使用料は、生産物を販売して得た収入の30パーセントの範囲内で市長が定めるものとする。

2 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 道の駅の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(利用料金)

第11条 前条の規定により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者は、こ

の条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。この場合において、第9条の規定は適用しない。

- 2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 3 利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 4 利用料金の額は、第9条第1項の使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 第10条の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 利用の許可に関する業務
 - (2) 利用料金に関する業務
 - (3) 施設の維持管理に関する業務
 - (4) 事業の企画及び実施に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 前項の場合における第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の道の駅「いんない」の設置及び管理に関する条例(平成10年院内町条例第42号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(管理の委託)

3 道の駅の管理は、平成18年3月31日までの間に限り、合併前の条例の管理の委託に関する規定の例による。

附 則（平成18年1月10日条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第14号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月20日条例第37号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日条例第44号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。